

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（73）

2017年 6月 1日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2016年(1年前)4月に生じた諸問題のうち、「原発問題と核廃絶の動き」の前半を取り上げます。)

## 一 原発問題

(1) ①2016年3月31日、市民団体の原子力市民委員会は、「電力自由化における原子力発電の問題点——原発ゼロ電気は選択できるか」と題する声明を発表した。

声明の要旨は、“4月1日からの電力小売り全面自由化のもとで国の政策「原子力発電介護策」”を批判している。

②つまり、安倍政府は、原子力発電を保護するために、再生可能エネルギーの利用を推進しない政策をとっているのである

(4月1日赤旗・河北新報)。

③電力小売り全面自由化により、8兆円の電力小売市場が開放され、大手会社と新規参入会社との料金競争が激しくなるであろう。そして原子力発電保護政策と電力小売り全面自由化政策とは、盾の両面である。つまり、原子力発電と電力小売自由化とは、大手業者の利益独占に終わるのであるからである。

(2) 3月31日、原子力規制委員会は、東北電力女川原発2号機(宮城県)など東京電力福島第一原発と同じ沸騰水型の4原発について、中断していた設備・運用分野の新規制基準への適合審査を再開した(4月1日河北新報)。4原発とは女川の外、浜岡原発4号機、東海第二原発、島根原発

2号機である。規制委は何を審査するのか。河北新報(前掲)によれば、設備・運用分野、津波、原子力発電の分野である。

(3) ①4月1日、安倍政府は、答弁書を閣議決定した。

②その答弁書の概要は、“自衛のため必要最小限度の実力保持は憲法9条でも禁止されているわけではなく、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、保有することは必ずしも憲法の禁止するところではない。……我が国は非核三原則により、憲法上は保有を禁じられていないものを含め、政策上の方針として一切の核兵器を保有しない方針を堅持している”というものである(4月2日赤旗)。

③この答弁書の実際に意味することは、①核の不保有は、政策の問題であること、②従って政策変更によって、核保有は勿論のこと、場合によっては核兵器を使用できる、ということである。

(4) 4月1日、米エネルギー省核安全保障局の担当官ロス・マツキンブリジャー氏が明らかにしたことは、東海村の高速炉臨界実験装置(FCA)から撤去されたプルトニウム燃料は、核兵器への転用を防ぐた

め、アメリカの核施設で「不活性化」のための処理を行った後、アメリカ西部の処分場内で地下に廃棄されることが判明した（4月2日河北新報）。

（5）3月31日、第四回核安全保障サミット（オバマ大統領主宰）がワシントンで開かれ、「日米共同声明」と「核安保コミュニケ」を発表し、閉幕した（4月2日河北新報）。

①声明の骨子は大筋で次の通りである（前掲河北新報による）。

④東海村の高速炉臨界実験装置（FCA）からプルトニウムなどの高濃縮ウラン燃料の撤去を前倒しに完了。

⑤京大臨界集合体実験装置（KUCA）から全ての高濃縮ウラン燃料を撤去（米国が回収）。

⑥核安全保障分野での秘密情報共有を可能にする枠組みに関し交渉を開始。

⑦日米核安保の作業部会の下で、機微な核物質量の削減や核鑑識能力の向上を推進。

⑧また「核安保コミュニケ」の骨子は次の通り。

④核物質防護条約の重要性。

⑤全ての核物質、原子力関連施設の管理は国家の根本的責任。

⑥非国家主体による核物質の入手を阻止する取り組みが必要。

⑦核安全保障を各国の永続的な優先課題に。

⑧テロ対策での情報共有を含む国際協力の必要性。

⑨5つの行動計画の実施を決定。以上である。

⑩この共同声明とコミュニケの狙いは何か

（なお、4月3日付赤旗参照）。

第一に、核を保有する国に対し、国家が核を一元的管理の強化するよう迫ったことである。

第二に、プルトニウムや高濃縮ウランを米国が一元的に管理する仕組みをつくったことである。

第三に、核保有国と核兵器を保持しない国とを分断し、いわば「核共同体」を作ったことである。

第四に、核兵器放棄を明示しなかったことである。

（6）原子力規制委は、4月2日までに、放射性廃棄物の埋設に関する防護基準について、専門家を含む検討チームを設置し、国際基準との整合性やその位置づけなどの再整理を行うことを決めた。検討チームは、放射性廃棄物埋設の特有の問題として、規制期間終了後の防護基準を中心に検討し、半年をめぐり案をまとめている（4月3日赤旗）。

（7）各地で原発反対の動きが起こっている。その一例を書く。

①4月1日、「原発ゼロ」を求めて金曜日行動が繰り広げられた。北海道庁前で、盛岡市で、山形市で、福島市で、秋田市で、宮城県大崎で開かれた（4月3日赤旗）。

②④再稼働した九州電力川内原発の周辺に設置されたモニタリングポストのうち約半数は、住民をすぐ避難させるかどうかを判断する基準値（毎時500マイクロシーベルト）を測定できないこと。2016年3月中旬に朝日新聞がこうした実態を報道し、「住民避難の態勢が十分整わないまま、原発が再稼働した」と指摘した。

⑩この記事に対し、規制庁は、3月中旬、「記事は誤解を生ずるおそれがある…判断に必要十分性能を持つ線量計が適切に配置され、国の原子力防災会議で了承されている」とした（4月3日赤旗）。

そして田中委員長は、“高線量を測れない検出器があるのは当たり前のこと”と語ったのである。

これに対し「川内原発建設反対連絡協議会」は、3月18日、鹿児島県に、毎時500マイクロシーベルトを測定できる検出器の追加設置を求めた。ところが県は、赤旗の取材に対し、“現在の態勢で十分であり、検出器と追加する予定はない”、としたのである。

③この事実が示したのは、規制委にせよ規制庁にせよ住民の不安を打ち消す役割を果たしていないこと、つまり住民のための規制委・規制庁ではなく、原発推進の立場に立っているということである。

(7) ①4月2日、米マサチューセッツ州のマサチューセッツ工科大学で、核軍縮・廃絶を議論する会議が開かれ、「核抑止力」論についての討論が行われた（4月4日赤旗）。

この会議は、マサチューセッツ工科大学、米平和団体「ピース・アクション」「(核廃絶をめざす) グローバル・ゼロ」などが共同で開催し、研究者や平和活動家が報告、意見交換するものである。（4月4日赤旗）。

②気候学者のアラン・ロボック氏は、局地的な核戦争であっても爆発が引き起こす極端な気候変動で地球全体が農作物の不作に見舞われる、と報告した。

「社会的責任を果たす医師団」のイラ・

ヘルファンド氏は、“核兵器使用により、病院も破壊され、医師も看護師も亡くなり、対応は不可能だ”と強調した。

また核兵器製造にかかわる企業へ融資する金融機関などを調べているスージー・スナイダー氏は、“国際交渉を通じて核兵器を違法なものと宣言することが必要だ”と訴えた。

③この会議の特徴は、「核抑止論」の虚構性を暴いたことであり、核兵器保有、使用を国際機関で違法と宣言すべきだと強調したことである。

(9) ①4月4日、日本原子力研究開発機構は、東海再処理施設（茨城県）にある高レベル放射性廃液の固定化作業を行う施設で、機器が作動しないトラブルが発生したと発表した。この施設は1月25日から稼働したばかりで、ガラス固定化は9年振りの作業であった。高レベル放射性廃液は、原発の使用済み核燃料等から出る極めて強い放射線を放つゴミである。

ところが原子力研究開発機構は新基準に適合しない施設の稼働を求め、原子力規制委も「リスクを著しく増大させる作業には当たらない」として容認したのである（4月5日赤旗）。

②この事実は、原子力規制委が、原発推進勢力に加担した機関に成り下がったことを示していると考ええる。

(10) 電力の自由化と原発延命策

①安倍政権は、原発延命策と電力自由化を推進している。この二つの政策は、コインの裏表の関係にある。その関係について、環境経済学者大島堅一教授の説明したことを要約することとする。

①原発事故が起きた場合の損害賠償制度

は、「有限責任化」（賠償額に上限を設けること）を電力会社が狙っていること。つまり原発事故が起きたときにその損害額（福島原発事故では13兆円規模）を国民に押し付け、事業者は利益を得ること。

②原発の使用済み核燃料の再処置が行き詰まっていること。国会に提出された「再処理拠出金法案」では、電力会社が再処理事業に必要な資金を積み立て、必要に応じて積立金を取り崩して日本原燃（電力会社が出資）に支払う方式から、日本原燃に事業を委託する新しい認可法人を設立し、そこにあらかじめ必要な資金の拠出を電力会社に義務付けることについては、法案は再処理事業という特定の産業に対し保護策を講じ、再処理事業を電力自由化の影響から切り離すことで半永久化しようとするものであり、市場経済では成り立たないものであること。

③政府は、原発を廃炉にした場合の会計制度を見直し、タービンなどの発電用資金や核燃料の資産価値がゼロになって一度に巨額の損失を計上する必要がある会計制度から、損失を10年で分割処理できるようにした廃炉会計ルール見直しのねらいは、本来損失計上しなくてはいけない不用なものを資産計上し、それを電気料金で回収できるようにしたこと。この変更は、コストを電気料金に転嫁する「総括原価方式」の料金制度で初めて成り立つものであること。

④電力小売り会社が支払う送電線の料金（託送料金）で回収する仕組みがつくられようとしており、送電線は再生エネルギーにも使うが、住民が原発の解体費用を払わせられるのはおかしい話であること（以上

赤旗4月4日）。

⑤原発延命策が実施された大きな理由は電力システム改革（電力自由化など）にあり、4月から小売り全面自由化、2020年をめどに「総括原価方式」の料金制度がなくなり、そうなると原発は生き残れないことになること。

⑥原発の一番大きなリスクには、事故、トラブル、使用済み核燃料を処理した後で出る高レベル放射性廃棄物の処分が見通せないこと、わからないリスクが沢山あること。

⑦これらのリスクは、原発で儲けた事業者が持つべきこと。

⑧原発延命策とは、原発で儲けた利益だけは電力会社が得て、原発が持つ特徴的なリスクは国民・電気利用者（住民）に被せるという強欲なものだ。このことがまかり通るのは、原発のコストが電気料金や国費でまかなわれていることが説明されず、追加的に原発コストを払わされていると住民は思わないまま延命策が作られていること。

⑨政府は、2014年、原発を「ベースロード電源」としたエネルギー計画を決めたが、国民的議論も実施せず、反対の意思に逆らうという不公正さに欠けるエネルギー政策を推進したこと。

⑩以上が大島教授のいう「電力自由化と原発延命策」の概要である（赤旗4月4、5日）。

⑪以上のことから判明するものは何か。

第一に、原発延命策と電力自由化とは、不可分一体の「原発資本＝原発共同体」の儲けの手段であること。

第二に、「原発資本」「原発共同体」は、

国民の「命の危険や健康・幸福」を無視して省みない存在であること。

第三に、原発に代わる再生可能な電力をベースとする発電システムを考案すべきこと、である（河北新報 4月5日参照）。

(11) ①4月5日、国連総会が2015年12月に採択した核兵器禁止を呼びかける決議案について、当初盛り込まれていた被爆地広島や長崎の惨禍を伝える文言が中国の要請で削除されたことが明らかになった。

中国は2015年春の核拡散防止条約(NPT)再検討会議でも、被爆地訪問に関する文書挿入に反対していた。その理由は、「被害者を加害者とする歴史を歪曲するものだ」として、日本が国際社会で原発被害を訴える動きに反発したことである。

決議案は、最終的にこうした文言は削除されて2015年11月の総会第一委員会(軍縮)で採択され、本会議で正式に採択され成立した。

核保有5大国のうち中国を除くアメリカ、イギリス、フランス、ロシアは反対し、中国は棄権した。日本も棄権した。日本政府はアメリカの「核の傘」を重視し核兵器禁止条約に否定的だったのである(4月6日河北新報)。

②以上の事実は、中国が、日本が15年戦争で中国民衆に塗炭の苦しみを与えた事実を忘れていないことを示したものと考えられる。

(12) ①東京電力福島第一原発事の建屋周囲の井戸(サブドレン)から汚染地下水をくみ上げて処理した後、海に排出する「サブドレン計画」が破綻した。

②東電は、2015年秋、汚染水対策として造った「海側遮水壁」を閉合し、「サブ

ドレン計画」をスタートさせた。サブドレンの地下水は処理して排水。一方、護岸の井戸(地下水ドレン)は当初、くみ上げた地下水のほとんどを、高濃度汚染水がたまっている建屋に移送していた。その後、汚染水タンクがひっ迫しているもとの、2016年1月7日から、地下水ドレンの水を処理して排水タンクへの移送を開始した。

この計画のネックとなっているのが、処理装置では取り除けないトリチウムであり、当初排水していたのは1リットル当たり200~300ベクレルだったのが、地下水ドレンの高濃度の水が混ざったため、3月下旬には同1000ベクレルに近い値で推移している。この状態が続けば、排水量が制約され、建屋が汚染水移送の増加に連なる可能性があり、基準超えが懸念され集合タンクに移送できない状況になれば、くみ上げた汚染地下水は建屋に移送せざるを得ない。

③この事態は何を示しているか。

サブドレン計画の現状は、低濃度で海に排水することと汚染水の増加抑制との両立の困難さを浮き彫りにしているというのが「赤旗」の分析である。

(13) ①4月5日、原子力規制委員会は、四国電力伊方原発三号機(愛媛県伊方町)で再稼働に必要な使用前検査を始めた。トラブルなく進めば6月下旬に核燃料を入れ、7月下旬に原子炉を起動する予定という(4月6日赤旗)。

新基準の施行後、使用前検査を受けるのは九州電力川内原発1・2号機、関西電力高浜原発3・4号機に続く5例目である。検査期間は約4ヵ月半で、8月中旬に営業運転に移行する計画だという。規制委は

2015年7月伊方3号機が新基準に適合していると判断。10月には愛媛県知事も伊方町長も再稼働に同意している（前掲赤旗）。

②この事実が示していることは、原子力規制委は、原発の規制とは逆に原発再稼働に正当性を付与する御用機関になったことであり、地方自治体の長にもその動きが波及している事実であると考え。

(14) ①4月5日、高速増殖ともんじゅ（福井県）の新運営主体を新法人を作って存続させる方向で、文部科学省の有識者検討会（座長有馬朗人氏）が検討していることが判明した（4月6日河北新報）。

②そもそも「もんじゅ」はトラブルが続いており、運営主体を変えたからといってトラブルは解決できない。廃炉にすべきと考える。

(15) ①4月6日、福岡高裁宮崎支部（西川知一郎裁判長）は、周辺住民12名の申し立てた稼働中の九州川内原発1・2号機の運転差止めの仮処分申し立てを棄却した（4月7日赤旗）。

②その棄却決定の理由は何か。「赤旗」の報ずるところによれば、概要次の通りである。

④どのようなことが起きても原子炉施設から放射性物質が放出されることのないような安全性を確保することは、現在の科学技術水準をもってしては不可能であること。

⑤原発の安全性は社会通念を基準とするしかないこと。

⑥絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になっていないこと。

⑦原発の新規制基準は不合理といえないこと。

⑧新規制基準による地震対策は、高度の合理性を有すること。

⑨破局的噴火の可能性に相当の根拠がない限り、配慮は不要であり、規制委の判断は結論として不合理とは言えないこと。

⑩避難計画に問題点があるとしても、住民の人格権侵害の恐れがあるとは言えないこと。

以上である。

③右決定は、2016年3月の関西電力高浜3・4号機の運転差止めを命じた大津地裁仮処分と正反対のものである。

そうになったのは、原発の安全性を社会通念と基準として判断するほかない、とした点にある。本来、原発の安全性は科学的知見に基づき科学的に判断すべきなのに、「社会通念」という曖昧な判断基準を盾にして住民の訴えを斥けたのであり、非科学的決定であり、ひいては反社会的決定であるというべきである。

(16) ①4月11日、主要7カ国（G7）外相会合が閉幕した。そして「共同コミュニケ」と「広島宣言」を発表した（4月12日赤旗）。

「広島宣言」は、「核兵器のない世界」は、「漸進的なアプローチをとることのみにより達成できる」とするものであった。

②「漸進的なアプローチ」とは辞書的にはゆっくりということであるが、政治的には、何もしないことを意味するのである。つまり核兵器は手放さないという宣言なのである。

(17) 4月11日、群馬県労働組合会議など5団体は、前橋市で53回目の「原発

からの撤退を！昼休みデモ」を行い、約 60 人が参加した（4 月 1 日赤旗）。県労働組合会議の真砂議長は次のような呼びかけを行った。

“福島第一原発事故で汚染された木材を使い放射能の二次汚染が懸念される赤城南麓の木質バイオマス火力発電建設計画への反対と原発再稼働を食い止める運動とは共通する”と述べ、「建設計画と再稼働反対の思いを市内にとどろかせよう」と呼びかけた。

(17) ①4 月 14 日、福井、愛知両県など 14 都道府県の住民 76 人が原子力規制委員会に延長を認めないよう求める訴訟を名古屋高裁に提起した（4 月 15 日赤旗）。

運転開始から 40 年以上経過した関西電力高浜 1・2 号機の運転延長は危険性が高いとして提訴した。

②訴状によれば、新基準は東京電力福島第一原発事故の真摯な反省を踏まえておらず問題が多く甚大な事故を起こす危険があ

り、「40 年ルール」が厳格に運用されなければならないことは明らかだ。さらに関電は高浜 1, 2 号機で、新基準が求める難燃性ケーブルでなく防火シートで対応するとしており、規制委がこれを実証実験なしで認めたのは裁量権の逸脱だ、延長を認めないよう求める、とするものである。

③40 年ルールとは、原子炉等規制法は運転期間を原則 40 年に制限し、ただし規制委が認めれば最長 20 年延長できると定めているルールである。

関電はこのただし書を使って運転延長を目指したのである。高浜 1・2 号機は 7 月 7 日までの期限に老朽化対策に特化した運転延長審査などの手続きを終えなければならない。

④弁護団長の北村弁護士は、“原発事故が起これば偏西風の影響で東海地方にも被害が予想される。危ない原発を差し止めようという大きな流れをつくりたい”と語った。

(以上は「原発問題と核廃絶の動き」の前半。2016 年 4 月に生じた諸問題です。次号では引き続き 2016 年 4 月に生じた「原発問題と核廃絶の動き」を取り上げます。)